



國 土 交 通 省

水沢高等職業訓練校普通課程建築施工系木造建築科修了者に
2級技術検定（実地試験）の受検資格を認める件

下記に掲げる者は、建設業法施行令第27条の5第2項第2号ロ（3）の規定により、同号ロ（1）又は（2）に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認める。

記

受検しようとする技術検定が2級建築施工管理（実地試験）であつて、水沢高等職業訓練校普通課程建築施工系木造建築科の課程を修了した後、受検しようとする種別に関し2年以上の実務経験を有する者

平成29年12月21日

国土交通大臣 石井 啓一

